

救急要請時における新型コロナウイルス 感染症の感染防止対策について

京都中部広域消防組合では、感染者が増加している新型コロナウイルス感染症について、救急要請における感染拡大を防ぐための対策として、次のような対応を実施していますので、ご理解とご協力をお願いします。

■ 119番通報時において、通信指令員から次の事項を聞かれますので、回答してください。

- (1) 37.5度以上の発熱があるか。
せき、くしゃみ、たんなどの呼吸器症状があるか。
- (2) 新型コロナウイルス感染症のクラスター発生が確認されている場所へ立ち入ったことがあるか。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者と思われる人と接触があったか。
- (4) その他感染の疑いを確認するために必要な事項

この回答で感染が疑われる場合は、消防本部から保健所へ連絡し、対応するほか、指定された医療機関に搬送するため、病院の決定までに時間がかかる場合があります。

救急車は、119番通報後、直ちに出勤しますが、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、通常、救急隊が行う感染防止対策（感染防止衣、マスク、手袋）のほかにゴーグル、防護衣やアイソレーター（陰圧搬送器具）を使用する場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。